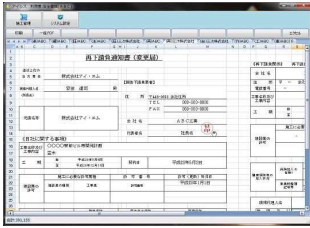


安全書類の提出について

～ 安全書類を提出する協力会社向けのご案内です。現場入場がない場合は必要ありません ～



●安全書類作成システム「アイシス」について

「アイシス」は、「事業者情報、及び個人情報」等の登録、及び現場ごとに必要な「施工体制情報」の登録を行うことにより、指定の様式で「安全書類」を出力するWindowsシステムです。

※アイシスについては、<http://public.im-metalworks.co.jp/sekou/anzen.aspx> でご案内しています。

●材工会社の皆様へ

現場へ入場いただく協力会社の皆様は、書類作成の効率化のため、基本的にはアイシスをご利用ください。下記、利用手続きをいただくようよろしくお願いいたします。

●取付専門の皆様へ

安全書類の作成をアイ・エムで代行することができます。利用申込書で「代行作成を依頼する」に印をつけてください。また、覚書の提出もお願いいたします。

●申し込みにあたり2、3枚目の「覚書」を提出くださいますようよろしくお願いいたします。

-----< アイシス利用申込書 >-----

会 社 名		
電 話 番 号		
F A X		
記 入 者 お 名 前		
利 用 区 分 (何れか選択)	<input type="checkbox"/> アイシスを利用する ※主に材工会社の方	※申込書・覚書を提出してください ※下記記入してください
	安全書類連絡担当者 お 名 前	
	メ ー ル ア ド レ ス	
	希 望 パ ス ワ ー ド (6 ～ 8 文 字 程 度)	
	<input type="checkbox"/> 代行作成を依頼する ※主に取付専門の方	※申込書・覚書を提出してください
	<input type="checkbox"/> 自社で作成する	※申込書・覚書は不要です

※ 利用開始の案内は上記のメールアドレスにメールで回答させていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

※ パスワードは毎回入力が必要です。単純な場合、なりすましによる漏洩の危険が高まりますのでご注意ください。

申込書、覚書は2通作成し、原本を郵送くださいますようよろしくお願いいたします。

問合せ・操作説明

送付先

株式会社アイ・エム 総務部 原田・角谷
TEL 0566-24-1115 / FAX 0566-24-1136

〒448-0583 愛知県刈谷市高松町2-11-1
株式会社アイ・エム 総務部 角谷
TEL 0566-24-1115 / FAX 0566-24-1136

覚 書

株式会社アイ・エム（以下、「甲」と呼ぶ）が提供する「労務・安全衛生等の管理」に必要となる書類（以下、「労務安全関係提出書類」と呼ぶ）の作成機能を持つ Windowsシステム（以下、アイシスと呼ぶ）を_____（以下、「乙」と呼ぶ）が利用するにあたり、利用の範囲、管理方法を以下の通り定め、覚書（以下、「本覚書」と呼ぶ）を締結する。

第1条（目的）

「乙」は「甲」が提供する「アイシス」を利用することにより、業務の効率化を行うことを目的とする。

第2条（「アイシス」の理解）

「アイシス」は、「事業者情報、及び個人情報」（以下、「管理情報」と呼ぶ）等の登録、及び現場ごとに必要な「施工体制情報」の登録を行うことにより、指定の様式で「労務安全関係提出書類」を出力するクライアントサーバー型の Windowsシステムで、登録データはデータベースサーバーへと保管される。

第3条（「管理情報」の登録と共有）

- 「乙」は必要時に迅速に「労務安全関係提出書類」が作成できる様、「管理情報」の登録・維持を行う。
- 「甲」が効率上、有益と判断する場合、「乙」から提供された資料等を利用し、登録・維持作業を代行する。
- 「乙」は「甲」から管理情報の訂正を求められた場合、「乙」は迅速に訂正を行う。

第4条（登録情報の利用範囲）

「甲」及び「乙」は本システムで知りえた情報、及び、登録データについて、元請建設会社（以下、元請という）に提出する際、関連法令及び安全衛生管理上必要な範囲に限り利用することとする。他の目的で利用する場合、情報の提供者にあらかじめ同意を得る。

第5条（印鑑データ登録）

アイシスにより出力される労務安全関係提出書類は、書式により、指定箇所に印鑑の押印が必要となる。アイシスは効率的に労務安全関係提出書類を出力する目的で、会社印及び、個人印を電子データとして登録（以下「届印」と呼ぶ）し、自動で押印できる機能を備えている。「乙」がこの機能を利用する場合は、本覚書の登録印を押印することにより印鑑の利用に同意する。また「乙」がこの利用に同意しない場合、印鑑の押印が必要な際、速やかに対応する。

第6条（アイシスの利用開始と制限事項）

本覚書を締結するにより、「甲」は利用開始手続きを行い接続情報を提供する。利用に際し、「甲」は「乙」に費用請求せず、無料で提供する。ただし「甲」は、アイシスの継続稼働を保証するものではなく、「甲」の都合により、システムの提供を終了された場合、「乙」は異議を申し立てしない。

第7条（誤表示、不具合、システム障害、データ漏洩、データ滅失）

「甲」及び「乙」は、システムが出力した結果に対し、目視により内容に誤りがないか確認を行う必要があることを理解する。誤りがある状態で労務安全関係提出書類を提出したことにより発生した不利益は保証されない。また「甲」はシステムに登録されたデータを安全に管理するよう努力する。しかし、障害、漏洩、滅失等の事象により利用者が不利益を被った場合、「甲」「乙」ともに損害賠償責任を負わないものとする。

第8条（作成した労務安全関係提出書類の提出方法）

「乙」は「甲」から提出依頼された労務安全関係提出書類を提出する際、原則として印刷して提出を行う。

第9条（利用の終了）

「甲」及び「乙」はこのシステムの提供、または利用を、いつでも取りやめすることができる。

「本覚書」に記載のない事項については、「甲」「乙」誠意をもって協議の上、解決を図る。本覚書締結の証として、「甲」「乙」記名捺印し各1通ずつ保有するものとする。

(注) 「乙」は第5条のとおり、印鑑を電子データとして登録する事を承認する場合、右の「届印」に押印する。これは「アイシス」を利用する上で必ずしも必要とするものではなく、任意に届けを行うものとする。届け出された場合、「甲」は労務安全関係提出書類の提出に必要な範囲に限り、これを利用する。

「乙」 届 印

平成 年 月 日

甲
住 所 刈谷市高松町 2-11-1
会社名 株式会社アイ・エム
役 職 代表取締役 新美 大輔
氏 名

乙
住 所
会社名
役 職
氏 名 印